9　重量が五キログラム未満のＭ郵袋については、到着料の計算においては重量五キログラムとみなす。Ｍ郵袋について適用する到着料率は、次のとおりとする。

9.1　二千二十六年については、重量一キログラムにつき一・一五三ＳＤＲ

9.2　二千二十七年については、重量一キログラムにつき一・二〇五ＳＤＲ

9.3　二千二十八年については、重量一キログラムにつき一・二五九ＳＤＲ

9.4　二千二十九年については、重量一キログラムにつき一・三一六ＳＤＲ

9.5　二千三十年については、重量一キログラムにつき一・三七五ＳＤＲ

10　書留郵便物一通当たりの追加の補償金は、二千二十六年については一・七四五ＳＤＲ、二千二十七年については二・五〇〇ＳＤＲ、二千二十八年については二・六一三ＳＤＲ、二千二十九年については二・七三一ＳＤＲ、二千三十年については二・八五四ＳＤＲとする。郵便業務理事会は、提供される業務がこの条約の施行規則に定める追加的な特性を含む場合には、これらの業務及び他の補足的な業務のために補償金の補足を認めることができる。

11　書類を包有する保険付郵便物（小型郵便物（Ｐ）及び大型郵便物（Ｇ））一通当たりの追加の補償金は、二千二十六年については二・〇四五ＳＤＲ、二千二十七年については二・八〇〇ＳＤＲ、二千二十八年については二・九一三ＳＤＲ、二千二十九年については三・〇三一ＳＤＲ、二千三十年については三・一五四ＳＤＲとする。郵便業務理事会は、提供される業務がこの条約の施行規則に定める追加的な特性を含む場合には、これらの業務及び他の補足的な業務のために補償金の補足を認めることができる。

12　追跡郵便物一通当たりのサービスの特性に対する補足的な補償金は、この条約の施行規則に定める条件に従うことを条件とする。郵便業務理事会は、同施行規則に従い、情報の電子的な送信に係る達成度に応じて、追跡郵便物のために補償金の補足を認めることができる。

13　二国間の別段の合意がある場合を除くほか、バーコード付識別子が付されていない小形包装物（Ｅ）、書留郵便物、保険付郵便物及び追跡郵便物又は連合の技術標準Ｓ10に適合しないバーコード付識別子が付された小形包装物（Ｅ）、書留郵便物、保険付郵便物及び追跡郵便物の一通当たりの追加の補償金は、〇・五ＳＤＲとする。

14　返送された配達不能の通常郵便物の補償金については、この条約の施行規則に定める。

15　到着料の計算においては、この条約の施行規則に定める条件に従って大量に差し出される通常郵便物を「大量郵便物」という。

15.1　物品を包有する大量郵便物の補償金は、場合に応じて次条1.2又は1.4の規定に従って設定される。6.4、8並びに次条1.5.6.1及び4に定める条件は適用しない。

15.2　書類を包有する大量郵便物（小型郵便物（Ｐ）及び大型郵便物（Ｇ））の補償金は、第三十条の規定に従って設定される。6.3.1及び8に定める条件は適用しない。

15.3　名宛側の指定された事業体は、一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率を適用した補償金を請求することができる。これに代えて、当該補償金は、次条及び第三十条に定める一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率を基礎として、5及び7に定める郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数に基づき、重量一キログラムごとの合算料率の適用により設定することができる。8並びに次条1.5.6及び4に定める条件は、この重量一キログラムごとの合算料率の計算には適用しない。

16　この条の規定については、いかなる留保も付することができない。

第十五条

条約第二十九条を次のように改める。

第二十九条　到着料（巨大郵便物（Ｅ）及び小形包装物（Ｅ）の補償金の料率の決定についての規定）

1　総則

1.1　二千二十六年については、この条の規定を巨大郵便物（Ｅ）の補償金について同様に適用する。

1.2　二千二十六年については、巨大郵便物（Ｅ）及び小形包装物（Ｅ）の料率は、次条1の規定に従い、重量二百七十三グラムの小型郵便物（Ｐ）及び大型郵便物（Ｇ）の料金（付加価値税及び他の税金を控除したもの）を基礎として計算する。

1.2.1　二千二十六年における料率は、重量二百七十三グラムの巨大郵便物（Ｅ）及び小形包装物（Ｅ）に関し、二千二十五年と比較して十三パーセントを超える収入の増加をもたらすものであってはならない。

1.2.2　二千二十六年については、1.2に定める料率は、一通当たり一・二六五ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・八四四ＳＤＲを超えてはならない。

1.2.3　二千二十六年については、1.2に定める料率は、一通当たり〇・八一九ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・八四二ＳＤＲを下回るものであってはならない。

1.2.4　これらの料率の計算に関するその他の条件については、この条約の施行規則に定める。

1.3　指定された事業体は、二千二十七年以降の年に適用する料率に関し、この条の規定に従って小形包装物（Ｅ）の補償金の料率を決定するため、同様の業務に適用される内国料金を国際事務局に通報する。

1.4　さらに、指定された事業体は、二千二十六年については巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)について、二千二十七年以降については小形包装物（Ｅ）のみについて適用する一通当たりの自己申告料率及び重量一キログラムごとの自己申告料率であって現地通貨又はＳＤＲで表示されるものを、補償金の料率が適用される暦年の前年の五月一日を期限として国際事務局に通報することができる。同事務局は、毎年、現地通貨で通報された自己申告料率をＳＤＲに換算する。同事務局は、ＳＤＲによる料率を計算するため、自己申告料率が適用される年の前年の二月末日までの五箇月の期間に収集されたデータに基づく為替相場の月ごとの平均を用いる。算出された料率は、遅くとも自己申告料率が適用される年の前年の七月一日までに同事務局の回章によって通報される。

1.4.1　この条の規定に基づいて自己申告された巨大郵便物（Ｅ）又は小形包装物（Ｅ）に適用する料率は、1.2の規定に従って決定する料率に代えて用いる。